

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省新事業・食品産業部食品流通課）

項 目 名		地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設	
税 目		登録免許税	
要 望 の 内 容	人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。したがって、産業競争力強化法に基づく、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定を受けた事業者に対して、所要の措置を創設する。		
	平年度の減収見込額		－万円
	（制度自体の減収額）（		－万円）
	（改正増減収額）（		－万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

人口減少・少子高齢化の進展により構造的な人手不足が見込まれる中、労働集約的な産業であり、人々の生活に不可欠な物品及び役務を提供するエッセンシャルサービスにおいて人手不足がすでに先鋭化している。エッセンシャルサービスを供給する担い手の不足は、人々の基本的な生活の維持を困難にさせ、生活者の域外への流出につながるおそれもあるため、地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。

(2) 施策の必要性

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、生活に欠かせない生活維持物品役務（エッセンシャルサービス）において、需要の減少や人手不足が生じ、民間事業者の撤退等により地域で過少供給構造が生じるおそれがある。エッセンシャルサービスは人々の生活だけでなく経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれがあるため、地域産業全体の担い手確保のためにも、その生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性確保を通じた需給の安定化が必要である。

こうした状況を踏まえ、令和8年5月29日に第221回国会にて成立し、6月5日に公布された「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（以下「改正産業競争力強化法」という。）において、産業の担い手の確保に資する生活基盤の維持のための事業効率化を後押しする計画認定制度を創設。認定を受けた計画に従って行う事業について、金融支援、組織変更手続の特例措置等を講ずることとしている。

また、エッセンシャルサービスの持続性確保については、政府の方針としても、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置の必要性が述べられている。また、地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、認定エッセンシャルサービス事業の事業継続コスト軽減支援を検討する旨が明記されている。

○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化

(1) 現状と課題

(2) 対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

i) あらゆる分野の産業競争力強化の鍵となるA×の推進

i-1) 地方も出発点としたA×による産業構造・就業構造の転換

生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの生産性向上のため、改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者の事業継続コストを軽減するための支援措置について2026年度中を目途に結論を得られるよう、検討を進めるとともに、「AIロボティクス実装ロードマップ」の下でAIロボット導入を促進する。また、中堅・中小企業向け補助金においてA×投資を重点支援するとともに、7. (2) ③ i) に記載のA×実現のための地域ごとの支援者等のネットワーク作りについても併せて取り組む。

○地域未来戦略（令和8年7月21日閣議決定）

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

イ. 持続可能な生活インフラの実現

		j. 買物環境の維持 (1) 将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等 ②生活の維持に必要なサービス供給の持続性確保 [工程] ・法律に基づく事業者への金融支援を講ずるとともに、事業継続コスト軽減支援を検討する。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム <<政策分野>> I-⑫ 食品アクセスの確保 I-⑬ 食品産業
		政策の達成目標	地域住民の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスの持続性を確保することで、地域における生活環境を維持するとともに、地域経済活動・産業の担い手の確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	令和8年6月5日に改正産業競争力強化法が公布されたところ、本年中に当該法律を施行し、生活の維持に必要な物品、役務の需要減少、供給不足に対応する認定事業者に対して、金融支援、組織変更手続の特例措置等を行う。
		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 精査中 地域の生活基盤を支えるエッセンシャルサービスは、事業の効率化（合理化・多角化・広域化等）に投下できる資金力に乏しい傾向にある。また、その商圈は一般的に地域住民の生活圏と密接に関係していることから、人口減少等による構造的な需要減少の影響を強く受けるため、自助努力のみで採算性及び持続性を確保することが難しい。 このような中、エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要があり、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 このため、エッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を促進するうえでは、法律上の措置（金融支援等）に加え、初期負担（登録免許税・不動産取得税）及び継続的負担（固定資産税）の軽減による特例措置を講じることが有効である。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	生活維持役務等効率化促進事業（令和８年当初予算３.０億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は改正産業競争力強化法に基づく認定エッセンシャルサービス事業者が事業の効率化を図る際にかかる初期負担及び継続的負担の軽減措置として活用される。 一方、上記の予算事業は、モデル事例の実証を通じて、本認定制度の施行に向けた標準的な運用手法の構築を図るとともに、47都道府県で認定エッセンシャルサービス制度の普及啓発・広報に向けたセミナーを開催することで、円滑な制度運用・活用環境を整備することを目的としている。
		要望の措置の妥当性	エッセンシャルサービス事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据えて事業の採算性を確保する必要があり、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。 予算事業では一時的な支援にとどまることや予算の範囲内で支援が限定されてしまうことから、事業者が予見可能性をもって等しく受けられる税制措置によってエッセンシャルサービスの安定供給と持続性確保を図ることが有効である。 そのため、法律上の措置（金融支援）に加え、エッセンシャルサービス事業の効率化に向けて取得する資産に係る税負担を軽減する本措置は、認定事業者のキャッシュフローの改善に寄与し、事業運営の安定性を向上させることが期待できるものであり、妥当性が認められる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場	—

	合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯	令和 8 年度 要望	